

# 栃木県労働基準協会連合会

令和8年3月1日

第82号

発行

(一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

https://tochikiren.or.jp

発行人

専務理事 堀澤俊孝

印刷 鈴木印刷株式会社

## 栃木労働局からのお知らせ①（健康安全課）

事業主・労働災害防止団体の皆さま

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

## 令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

### 1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

#### (1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

#### (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

#### (3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

#### (4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同じ場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

#### (5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1 施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

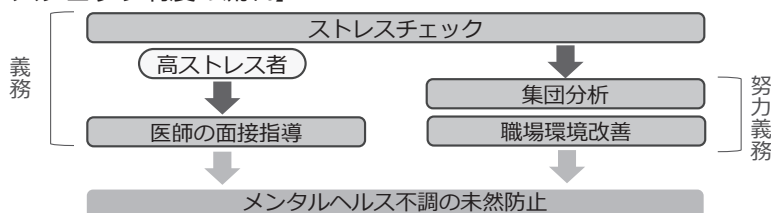
## 2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



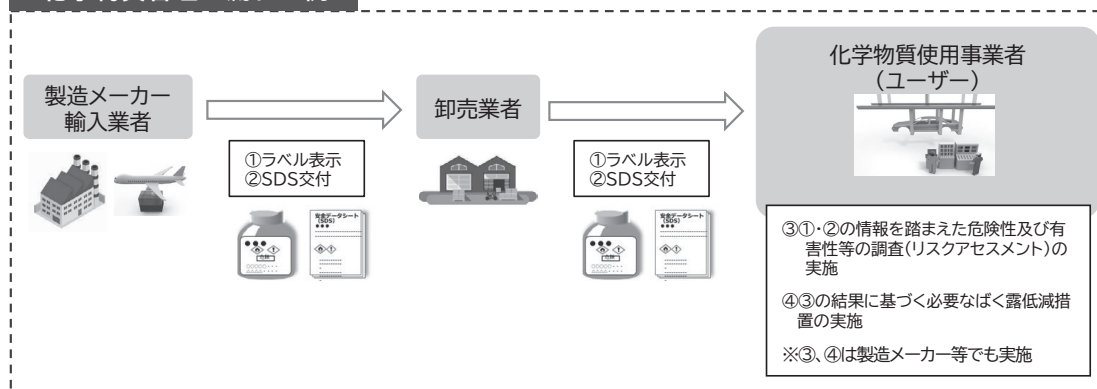
## 3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

### (1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



## (2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1 施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学品名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学品名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学品名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学品名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

## (3) 個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1 施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

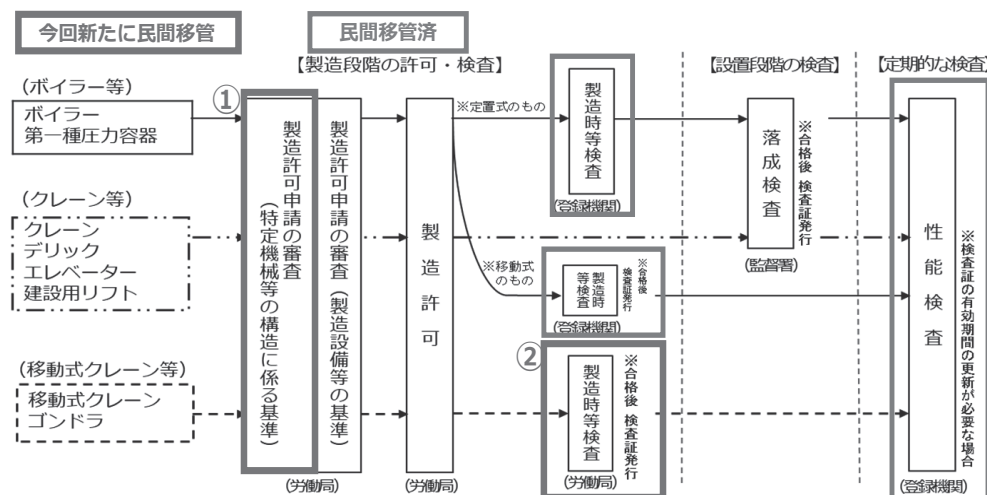
# 4 機械等による労働災害防止の促進等

## (1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1 施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



## (2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1 施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

## 5 高齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

## 6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukiun/enzen/anken-eihou/index.00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/enzen/anken-eihou/index.00001.html)



安全衛生政策全般の紹介等  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukiun/enzen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/enzen/index.html)



2026年4月1日施行 女性活躍推進法が改正

## 男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大！ ～従業員101人以上企業に義務付けられます～

### 情報公表の必須項目の拡大



企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上（※1から1項目以上、※2から1項目以上を選択）を公表（合計4項目以上）
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上（※1と※2のうちから1項目以上を選択）を公表（合計3項目以上）

※1 「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」 以下の7項目から1項目以上を選択	※2 「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」 以下の7項目から1項目以上を選択
<ul style="list-style-type: none"> <li>採用した労働者に占める女性労働者の割合</li> <li>男女別の採用における競争倍率</li> <li>労働者に占める女性労働者の割合</li> <li>係長級にある者に占める女性労働者の割合</li> <li>役員に占める女性の割合</li> <li>男女別の職種又は雇用形態の転換実績</li> <li>男女別の再雇用又は中途採用の実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女の平均継続勤務年数の差異</li> <li>10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合</li> <li>男女別の育児休業取得率</li> <li>労働者の一月当たりの平均残業時間</li> <li>雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間</li> <li>有給休暇取得率</li> <li>雇用管理区分ごとの有給休暇取得率</li> </ul>

### 男女間賃金差異の情報公表のイメージ

- ☆「男女間賃金差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。
- ☆「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

#### 【「男女間賃金差異」の情報公表のイメージ】

男女間賃金差異	
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

#### （付記事項（例））

- ・対象期間：●●事業年度（●年●月●日～●年●月●日）
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。  
※計算の前提とした重要事項を付記（対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等）

### 「女性管理職比率」の算出でいう「管理職」とは

- ☆管理職とは、「課長級」と「課長級より上位の役職（役員を除く）」の合計です。
- ☆「課長級」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
  - ①事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が二係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上（課長を含む。）のもの
  - ②同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者（ただし、一番下の職階ではないこと。）
- ※一般的に「課長代理」や「課長補佐」については、「課長級」に該当しません。

Q 男女間賃金差異や女性管理職比率の情報公表の方法は。

A 公表の場合は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」が最も適切です。是非ご活用ください。

URL : <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

なお、自社のホームページへの掲載等でもさしつかえありません。



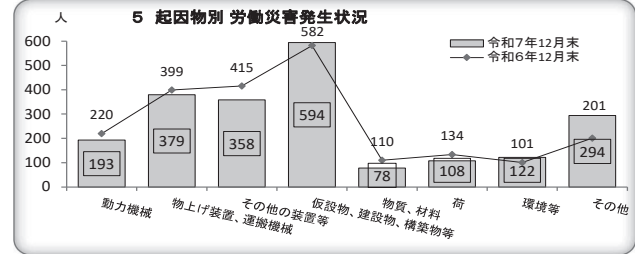
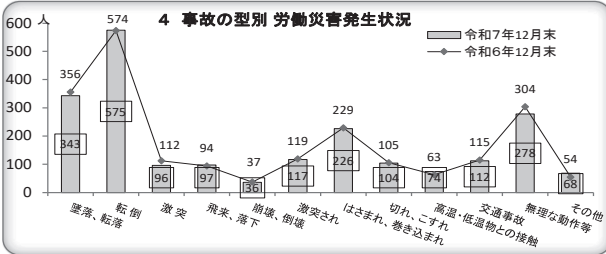
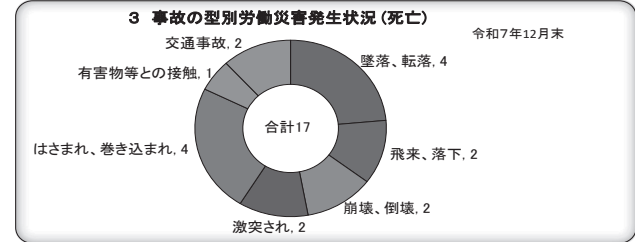
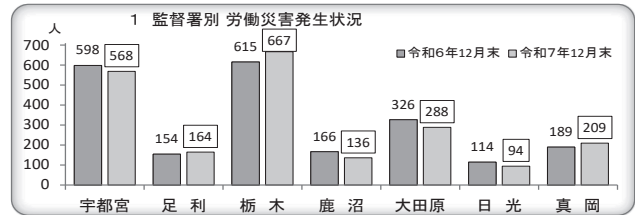
【お問い合わせ先】栃木労働局 雇用環境・均等室 指導係

電話番号 028-633-2795

## 栃木労働局からのお知らせ③ (健康安全課) 労働災害発生状況 (令和7年)

(令和7年暫定値 令和8年1月末現在) ※新型コロナウイルス感染症を除く

区分	令和6年		令和7年		増減数	増減率(%)
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業	2,162	23	2,126	17	-36	-1.7
製造業	576	3	524	3	-52	-9.0
建設業	186	4	201	4	+15	+8.1
道路貨物運送業	273	5	271	1	-2	-0.7
陸上貨物取扱業	19	2	14		-5	-26.3
第三次産業	1,038	8	1,016	6	-22	-2.1

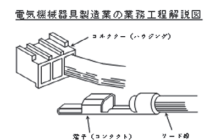


## 栃木労働局からのお知らせ④ (賃金室)

### ①最低賃金(電気機械器具製造業)の改正について 令和8年4月20日発効

栃木県電気機械器具製造業の最低賃金について、下記表における金額に改正発効されます。なお、栃木県電気機械器具製造業の最低賃金は、栃木県内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者に適用されます。詳細は、下記賃金室までお問合せください。

品目	工程	規格	金額
コネクター	差し(電線の端末に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき 57銭 (改正前 51銭)



### ②家内労働委託状況届の提出は4月30日まで

家内労働法第26条、同法施行規則第23条により、家内労働者(内職者)へ業務を委託した場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の委託状況について、4月30日までに労働基準監督署を経由して栃木労働局に「委託状況届」を提出することが定められています。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室(電話:028-634-9109)、または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

事業主の皆様へ **賃金引き上げ 特設ページ** を開設!

詳しくはこちら



## 令和7年度栃木労働局からの要請事項等一覧 (前回以降)

- ⑳ 令和7年12月3日付 栃木労働局長 (趣旨)「ジョブフェスとちぎ2025」ご協力への御礼
- ㉑ 令和7年12月12日付 栃木労働局長 (趣旨)「栃木県特定最低賃金の周知広報について(依頼)」
- ㉒ 令和7年12月17日付 栃木労働局長 (趣旨)「令和7年度 登録教習機関連絡会議の開催について」
- ㉓ 令和8年1月16日付 栃木労働局雇用環境・均等室長 (趣旨)「改正女性活躍推進法等説明会」の周知について(協力依頼)
- ㉔ 令和8年1月19日付 栃木労働局長 (趣旨)「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」一部改正等について

## 令和8年1月から特定の工作物等の解体・改修工事等に 「工作物石綿事前調査者」による事前調査が義務付けられました！

～3月25、26日に「工作物石綿事前調査者講習」を追加開催します～

石綿障害予防規則等の改正により、令和8年からボイラー、圧力容器、配管設備、焼却炉、変電設備等の「特定工作物」(石綿障害予防規則第3条第4項但し書)等、石綿等の使用の恐れが高い工作物の解体・改修等の作業を行う場合には、「工作物石綿事前調査者講習」を修了した「工作物石綿事前調査者」等による事前調査が義務化されました。(特定工作物以外の工作物も石綿等が使用されている恐れのある石綿材料の除去等の作業は調査対象とされました。)

この事前調査者となる資格を取得するには、労働局長の登録教習機関が実施する「工作物石綿事前調査者講習」を受講し修了(筆記試験)に合格することが必要です。また講習の受講には、石綿作業主任者技能講習修了者や一定の学歴及び実務経験等の受講資格が必要となっています。

当連合会では、受講希望者多数のご要望により、3月25、26日に追加講習を実施すること致しました。関係事業所の皆様は、お早めに受講いただきますようご案内いたします。

### ◆令和8年度衛生管理者免許試験準備講習会・模擬試験開催のお知らせ

今年度の栃木地区出張特別試験は、11月7日(土)白鷗大学本キャンパス(JR小山駅東口キャンパス)で実施する予定で準備が進められています。

昨年の、栃木地区出張試験の合格率は、関東甲信越ブロック内の平均を下り、3人に1人程度にとどまるなど、受験者の準備不足が指摘されています。

このため当連合会では、最新の試験の出題傾向を様々な情報から予想し、新傾向問題への対応も含めた合格率アップに重点をおいた受験準備講習会と模擬試験を下記により開催することと致しましたので、受験予定者がおられる事業者の皆様には、受験予定者の受講につきまして特段のご配慮をお願いいたします。

#### 1 第一種衛生管理者試験準備講習

第1回目 7月8日(水)～10日(金) (会場：栃木県護国会館) 申込受付5月8日(金)開始

第2回目 8月26日(水)～28日(金) (会場：宇都宮市文化会館) 申込受付5月8日(金)開始

#### 2 第一種衛生管理者模擬試験

9月14日(月)午前午後で2回の模試・解説を実施(会場：栃木県建設産業会館)

申込受付5月8日(金)開始

#### 3 受講料、申込方法等 詳細は当連合会のホームページをご覧ください

### ◆安全衛生推進者の選任はお済みですか？

常時10人以上50人未満の労働者を使用する製造、建設、運輸、宿泊等の事業所では、「安全衛生推進者」、それ以外の商業(小売・スーパー等)、医療・福祉施設、飲食・外食チェーン、教育金融等のサービス業では安全衛生推進者又は衛生推進者を選任し、法定の労働安全衛生管理業務を担当させることが労働安全衛生法で事業主に義務付けられています。

未選任の事業場は違反となりますので、早急に栃木労働局登録教習機関である当連合会の安全衛生推進者養成講習を受講の上、選任いただきますようご案内いたします。

なお、修了者には、当連合会長の修了証が交付されます。

# 2026(令和8)年度 各種技能講習等実施計画表

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
4	6(月)～8(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習①	建設産業会館	2/6(金)	3/23(月)
	16(木)～17(金)	KYT トレーナー研修①(中災防主催)	〃	中災防	中災防
	21(火)～22(水)	有機溶剤作業主任者技能講習①	〃	2/20(金)	4/7(火)
5	7(木)～8(金)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習①	〃	3/6(金)	4/23(木)
	11(月)～12(火)	有機溶剤作業主任者技能講習②	〃	3/10(火)	4/27(月)
	13(水)	保護具着用管理責任者教育①	〃	3/13(金)	4/30(木)
	21(木)～22(金)	安全管理者選任時研修①	護国会館	3/19(木)	5/7(木)
	28(木)～29(金)	工作物石綿事前調査者講習①	宇都宮市文化会館	3/27(金)	5/14(木)
6	1(月)～2(火)	安全衛生推進者等養成講習①(一般①)	護国会館	4/1(水)	5/18(月)
	3(水)～5(金)	外国人技能実習制度管理者等養成研修①	建設産業会館	全基連	全基連
	8(月)～10(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習②	〃	4/9(木)	5/25(月)
	17(水)～18(木)	プレス機械作業主任者技能講習①	〃	4/17(金)	6/3(水)
	19(金)	化学物質管理者講習(化学物質製造事業場以外)①	〃	4/17(金)	6/5(金)
	22(月)～23(火)	乾燥設備作業主任者技能講習①	〃	4/22(水)	6/8(月)
	29(月)～30(火)	有機溶剤作業主任者技能講習③	〃	4/28(火)	6/15(月)
7	6(月)	保護具着用管理責任者教育②	〃	5/1(金)	6/22(月)
	8(水)～10(金)	第一種衛生管理者試験準備講習①	護国会館	5/8(金)	6/24(水)
	13(月)～14(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習②	建設産業会館	5/12(火)	6/29(月)
	15(水)	金属アーク溶接作業主任者限定技能講習①	〃	5/15(金)	7/1(水)
	21(火)～22(水)	安全衛生推進者等養成講習②(市町職員①)	栃木県自治会館	5/20(水)	7/7(火)
	23(木)～24(金)	有機溶剤作業主任者技能講習④	建設産業会館	5/22(金)	7/9(木)
	27(月)～29(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習③	〃	5/27(水)	7/13(月)
8	3(月)	化学物質管理者講習(化学物質製造事業場以外)②	〃	6/2(火)	7/21(火)
	4(火)～5(水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習③	〃	6/4(木)	7/22(水)
	6(木)～7(金)	安全衛生推進者等養成講習③(市町職員②)	栃木県自治会館	6/5(金)	7/23(木)
	17(月)～19(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習④	建設産業会館	6/16(火)	8/3(月)
	20(木)～21(金)	工作物石綿事前調査者講習②	〃	6/18(木)	8/6(木)
	24(月)～25(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑤	〃	6/24(水)	8/10(月)
	26(水)～28(金)	第一種衛生管理者試験準備講習②	宇都宮市文化会館	5/8(金)	8/17(月)
9	2(水)～4(金)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	7/2(木)	8/19(水)
	7(月)	安全管理者能力向上教育①	〃	7/7(火)	8/24(月)
	10(木)～11(金)	安全衛生推進者等養成講習④(一般②)	未定	7/10(金)	8/27(木)
	14(月)	第一種衛生管理者・模擬試験①	建設産業会館	5/8(金)	8/31(月)
	28(月)～29(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑥	〃	7/28(火)	9/14(月)
	30(水)	マスクフィットテスト実施者養成研修①	〃	7/30(木)	9/16(水)
10	1(木)～2(金)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習④	護国会館	7/31(金)	9/17(木)
	7(水)～9(金)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑥	建設産業会館	8/7(金)	9/24(木)
	15(木)～16(金)	乾燥設備作業主任者技能講習②	〃	8/18(火)	10/1(木)
	21(水)	保護具着用管理責任者教育③	〃	8/21(金)	10/7(水)
	22(木)～23(金)	安全管理者選任時研修②	未定	8/21(金)	10/8(木)
	26(月)～27(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑦	護国会館	8/27(木)	10/13(火)
11	5(木)～6(金)	工作物石綿事前調査者講習③	建設産業会館	9/4(金)	10/22(木)
	未定	出張特別試験(関東安全衛生技術センター主催)	未定	未定	未定
	10(火)～11(水)	KYT トレーナー研修②(中災防主催)	建設産業会館	中災防	中災防
	19(木)～20(金)	有機溶剤作業主任者技能講習⑧	〃	9/15(火)	11/5(木)
	24(火)～25(水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑤	〃	9/24(木)	11/10(火)

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
12	7(月)～8(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑨	建設産業会館	10/6(火)	11/24(火)
	9(水)	化学物質管理者講習(化学物質製造事業場以外)③	〃	10/9(金)	11/25(水)
	16(水)～18(金)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑦	〃	10/16(金)	12/2(水)
	21(月)～22(火)	プレス機械作業主任者技能講習②	〃	10/20(火)	12/7(月)
	23(水)～24(木)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑥	〃	10/23(金)	12/9(水)
1	7(木)～8(金)	有機溶剤作業主任者技能講習⑩	〃	11/6(金)	12/24(木)
	14(木)～15(金)	鉛作業主任者技能講習①	〃	11/13(金)	1/5(火)
	18(月)	金属アーク溶接作業主任者限定技能講習②	〃	11/18(水)	1/5(火)
	20(水)	保護具着用管理責任者教育④	〃	11/20(金)	1/6(水)
	21(木)～22(金)	安全管理者選任時研修③	未定	11/20(金)	1/7(木)
	25(月)～26(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑦	建設産業会館	11/25(水)	1/12(火)
2	1(月)～3(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑧	〃	12/1(火)	1/18(月)
	9(火)～10(水)	工作物石綿事前調査者講習④	〃	12/9(水)	1/26(火)
	15(月)～16(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑪	建設産業会館	12/15(火)	2/1(月)
	18(木)～19(金)	安全衛生推進者等養成講習⑤(一般③)	未定	12/17(木)	2/4(木)
	24(水)～25(木)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑧	未定	12/24(木)	2/10(水)
	26(金)	化学物質管理者講習(化学物質製造事業場以外)④	建設産業会館	12/25(金)	2/12(金)
3	1(月)～3(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑨	建設産業会館	1/6(水)	2/15(月)
	10(水)～11(木)	有機溶剤作業主任者技能講習⑫	〃	1/8(金)	2/24(水)
	12(金)	保護具着用管理責任者教育⑤	〃	1/12(火)	2/26(金)
	16(火)～17(水)	乾燥設備作業主任者技能講習③	〃	1/15(金)	3/2(火)
	25(木)～26(金)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑨	〃	1/22(金)	3/11(木)

◆申し込み方法・申込書につきましては、当連合会のホームページに詳細・書式がございますので最新のものをダウンロードしてご利用ください。

※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせください。

URL【<https://tochikiren.or.jp>】

(一社) 栃木県労働基準協会連合会(平日9:00～17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp



講習種別	登録番号
プレス機械作業主任者技能講習	第62号
乾燥設備作業主任者技能講習	第64号
鉛作業主任者講習	第65号
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	第66号
有機溶剤作業主任者技能講習	第71号
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	第85号
安全衛生推進者・衛生推進者養成講習	第189号
金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習	第229号
工作物石綿事前調査者講習	栃基工石 第1号

(注: 建設産業会館は、1講習当たりの駐車台数が50台以下に制限されておりますので、先着順とさせていただきます。)

◆各地区労働基準協会講習会のご利用について(本誌の地区協会情報欄を参照下さい。)

登録講習以外の職長教育、一部特別教育、化学物質管理者、保護具着用管理者講習、安全管理者選任時講習につきましては、各地区協会においても随時開催しておりますので、各地区労働基準協会事務局までお問い合わせ下さい。

# 令和8年度 各種講習料一覧表

一般社団法人栃木県労働基準協会連合会

講習名	講習料(税抜)	税(10%)	小計	テキスト本体価格	税(10%)	小計	合計			
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 技能講習	実技免除 無	¥18,000	¥1,800	¥19,800	¥2,100	¥210	¥2,310	¥22,110		
	実技免除 有	¥16,000	¥1,600	¥17,600	¥2,100	¥210	¥2,310	¥19,910		
有機溶剤作業主任者 技能講習		¥12,000	¥1,200	¥13,200	¥2,000	¥200	¥2,200	¥15,400		
特定化学物質及び 四アルキル鉛等 作業主任者技能講習		¥12,000	¥1,200	¥13,200	¥2,000	¥200	¥2,200	¥15,400		
プレス機械作業主任者 技能講習		¥13,000	¥1,300	¥14,300	未定					
乾燥設備作業主任者 技能講習		¥13,000	¥1,300	¥14,300	テキスト	¥1,500	¥150	¥1,650	¥16,720	
					サブ	¥700	¥70	¥770		
鉛作業主任者 技能講習		¥12,000	¥1,200	¥13,200	¥1,800	¥180	¥1,980	¥15,180		
金属アーク溶接等作業主 任者限定技能講習		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥1,700	¥170	¥1,870	¥13,970		
安全衛生推進者等 養成講習		¥13,500	¥1,350	¥14,850	未定					
工作物石綿事前調査者 講習		¥40,000	¥4,000	¥44,000	¥4,800	¥480	¥5,280	¥49,280		
安全管理者選任時研修		¥15,000	¥1,500	¥16,500	¥1,600	¥160	¥1,760	¥18,260		
第一種衛生管理者 試験準備講習		¥20,000	¥2,000	¥22,000	¥6,800			¥7,480	¥29,480	
					(内訳)	上	¥2,200	¥220		¥2,420
						下	¥2,200	¥220		¥2,420
						問	¥2,400	¥240		¥2,640
衛生管理者試験 受験直前 模擬試験講習	準備講習 未受講	¥8,000	¥800	¥8,800				¥8,800		
	準備講習 受講	¥7,000	¥700	¥7,700				¥7,700		
安全管理者 能力向上教育		¥10,000	¥1,000	¥11,000	¥2,100	¥210	¥2,310	¥13,310		
衛生管理者 能力向上教育		¥12,000	¥1,200	¥13,200	¥2,600	¥260	¥2,860	¥16,060		
化学物質管理者講習 (1日:6時間)		¥13,000	¥1,300	¥14,300	未定					
保護具着用管理 責任者教育		¥12,000	¥1,200	¥13,200	¥1,500	¥150	¥1,650	¥14,850		
マスクフィットテスト 実施者養成研修		¥26,000	¥2,600	¥28,600	¥1,300	¥130	¥1,430	¥30,030		

※テキスト価格の未定箇所は、価格が決まり次第、順次掲載させていただきます。

※年度途中で改訂等により、テキスト価格が変更になる場合がございますので、料金は最新の価格をご確認下さい。

## 地区労働基準協会情報

### （一社）宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 3月5日(木)、6日(金) 職長教育 栃木県護国国会館
- ② 3月10日(火) 化学物質管理者講習 宇都宮市文化会館
- ③ 3月12日(木)、13日(金) 安全管理者選任時研修 栃木県護国国会館
- ④ 3月27日(金) 第4回理事会、第3回総務部会 宇都宮市文化会館
- ⑤ 4月17日(金) 新入者安全衛生教育 宇都宮市文化会館
- ⑥ 4月28日(火) 第1回理事会、第1回総務部会 宇都宮市文化会館
- ⑦ 5月15日(金) 通常総会 栃木県青年会館コンソーレ
- ⑧ 5月25日(月) 熱中症予防管理者労働衛生教育 宇都宮市文化会館
- ⑨ 5月28日(木)、29日(金) 職長教育 栃木県護国国会館

### （一社）栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 3月5日(木)～6日(金) 安全管理者選任時研修 栃木市栃木文化会館大会議室
- ② 3月23日(月) 令和7年度栃木労働基準監督署管内労働災害防止団体等連絡会議 サンプラザ
- ③ 4月16日(木) 第1回理事会 小山グランドホテル
- ④ 4月21日(火) 雇入れ時教育 栃木商工会議所
- ⑤ 5月15日(金) 通常総会 サンプラザ
- ⑥ 5月27日(水) 化学物質管理者講習(6時間講習) 栃木商工会議所

### （一社）鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 3月19日(木) 総務部会 鹿沼市職業訓練センター
- ② 3月26日(木) 理事会 鹿沼市職業訓練センター
- ③ 4月16日(木) 雇入れ時等教育 ボイラ・クレーン安全協会栃木事務所
- ④ 4月22日(水) 総務部会 鹿沼市職業訓練センター
- ⑤ 4月23日(木) 鹿沼地区プレス災防協役員会・監査 鹿沼市職業訓練センター
- ⑥ 4月28日(火) 理事会 鹿沼市職業訓練センター
- ⑦ 5月15日(金) 通常総会 日晷そば

### 日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 3月2日(月) 玉掛け業務従事者及びクレーン運転士安全衛生教育 大沢公民館
- ② 3月19日(木) 専門部合同会議 日光市民活動支援センター
- ③ 4月8日(水) 令和7年度会計監査 協会事務所
- ④ 4月15日(水) 日光地区THP推進協議会定期総会 市民活動支援センター
- ⑤ 4月16日(木) 正副会長・専門部長会議 みとや寿司
- ⑥ 4月23日(木)～24日(金) 安全管理者選任時研修 日光公民館(予定)
- ⑦ 4月24日(金) 刈払機取扱作業安全衛生教育 日光商工会議所日光事務所(予定)
- ⑧ 5月14日(木) 令和8年度理事会及び通常総会 東照宮晃陽苑
- ⑨ 5月27日(水) 職長能力向上教育開催 日光公民館(予定)

### （一社）足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 3月8日(日) クレーン特別教育(玉掛け修了者) オグラ金属株式会社
- ② 3月17日(火) 第3回理事会 地場産センター
- ③ 4月15日(水) 新人雇入れ時安全衛生教育 地場産センター
- ④ 4月22日(水) ビジネスマナー(安全衛生教育付)講習 地場産センター
- ⑤ 4月23日(木) 第1回理事会 地場産センター
- ⑥ 5月12日(水)～13日(木) 職長教育 地場産センター
- ⑦ 5月15日(金) 通常総会・会員懇親会 ニューミヤコホテル
- ⑧ 5月26日(火)～27日(水) 安全管理者選任時研修 地場産センター

### （一社）佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 3月4日(水) 正・副会長会議 仙水閣
- ② 3月11日(水) 第3回理事会 仙水閣
- ③ 3月23日(月) 栃木労基署内労働災害防止団体等連絡会議 サンプラザ(栃木市)
- ④ 4月22日(水) 監査会・第1回理事会 ホテルサンルート佐野
- ⑤ 4月23日(木) 雇入れ時安全衛生教育 佐野市勤労者会館
- ⑥ 5月21日(木) 令和8年度通常総会 ホテルサンルート佐野
- ⑦ 5月28日(木) 産業安全部会 佐野市勤労者会館
- ⑧ 5月28日(木) 佐野プレス災防協監査及び第1回役員会 佐野市勤労者会館
- ⑨ 5月28日(木) 佐野地区THP推進協議会第1回役員会 佐野市勤労者会館

### （一社）塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 3月2日(月) 第6回理事会 TOKOTOKOおたわら
- ② 4月予定 雇入れ時等教育 県北体育館
- ③ 4月予定 会計監査 協会
- ④ 4月予定 第1回理事会 場所未定
- ⑤ 5月予定 保護具着用管理責任者教育 県北体育館
- ⑥ 5月予定 産業安全部会 TOKOTOKOおたわら
- ⑦ 5月予定 総務部会 勝田屋記念会館
- ⑧ 5月予定 総会及び第2回理事会 勝田屋記念会館
- ⑨ 5月予定 雇入れ時等教育 県北体育館

### （一社）真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 3月16日(月) 令和7年度第3回理事会 真岡市公民館
- ② 4月6日(月) 令和7年度の事業及び会計監査 協会事務所
- ③ 4月13日(月) 令和8年度第1回理事会 真岡市公民館
- ④ 4月17日(金) 雇入れ時等の安全衛生教育 真岡市公民館
- ⑤ 4月21日(火) 専門部合同会議 真岡市公民館
- ⑥ 5月14日(木) 真岡地区THP推進協議会理事会、定期総会 フォーシーズン静岡
- ⑦ 5月14日(木) 基準協会定時総会 フォーシーズン静岡

## ◆保護具着用管理責任者教育受講のご案内 ～保護具着用対象化学物質が大幅に拡大されました～

労働安全衛生規則等の改正により令和6年4月から、化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場には、「保護具着用管理責任者」の選任が義務付けられました。

着用が義務付けられる対象化学物質は1064物質に及び、**更に人体に無害なことが証明されていない化学物質全般の使用にも、保護具の着用について努力義務が課されました。**

同責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、労働衛生コンサルタントや第一種衛生管理者、特化・有機・鉛作業主任者等の有資格の中から選任することも可能ですが、これら資格者等から選任できない場合には、通達で定めるカリキュラムによった「保護具着用管理責任者教育」を修了した者の中から選任することとされました。(厚労省は講習修了者からの選任を推奨。)

関係する事業者の皆様には、当連合会が実施する「保護具着用管理責任者教育」を早急に受講いただきますようご案内いたします。

なお、修了者には、当連合会長の修了証が交付されます。

## —中小企業無災害記録証授与制度活用のご案内—

中小企業無災害記録証授与制度は、申請により無災害記録日数(業務上死亡又は休業災害(休業1日以上)の発生していない状態が続いた期間)が、事業場の業種と労働者数によって定められた条件を満たしていると認定された事業場に対し、**中防災から中小企業無災害記録証と副賞(表彰楯)**が授与される制度です。従業員への士気の向上等に、是非ご利用ください。

### ◆ 表彰の対象となる事業場は

次の要件をいずれも満たしている中小企業事業場です。

- ・ 中小企業(資本の額又は出資の額の総額が1億円以下又は常時使用される労働者数が300人以下の企業)に属する、労働者が10人以上100人未満の事業場

### ◆ 無災害記録とは

業務上死亡又は休業災害の発生していない状態が続いたある一定の日数の場合に無災害記録の対象となります。なお、本制度における休業災害とは、休業1日以上)の災害をいい、身体障害の対象となる不休災害を含みます。また本制度においては、通勤災害は基本的には業務上における災害となりません。(ただし、事業場の用意した交通手段(バスで移動する等)の事故に伴う災害は労働災害とし、無災害記録は継続されません。)

### ◆ 無災害記録日数とは

無災害記録日数は事業場の業種と労働者数によって定められています。記録は第1種から第5種までの5段階あり、記録日数は中防災HPの別表をご覧ください。

### ◆ 無災害記録の起算は、

事業場設置日又は業務上死亡若しくは休業災害等が発生した日の翌日から起算します。(ただし、労働しない日は除きます。)なお、何らかの操業が行われた日(休日・半日稼働等)も1日として数えます。

### ◆ 労働者数はどう算出するか

労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、事業場に属しているすべての労働者について行います。無災害期間中に労働者数の増減があった場合は、期間中の毎月末現在の労働者数の平均(小数点以下切捨て)をもってその事業場の労働者数とします。

### ◆ 無災害記録の申請方法は

中防災HPから申請書(様式-1及び2)をダウンロードして作成の上、各都道府県労働基準協会(連合会)を経て(各地区労働基準協会加入会員は同地区協会経由で連合会へ)申請します。

現在達成している最上位の種別の記録証について申請するものとします。

過去にさかのぼって複数の種別の申請をすることはできません(例：3種の申請の際に1種や2種も申請するなど)。



無災害記録証表彰状



努力賞

進歩賞

銅賞

銀賞

金賞

## ◆安全管理者能力向上教育実施のお知らせ

事業場所所属の安全管理者は、厚生労働省ガイドライン(平元.5.22付「能力向上教育指針公示1号」)により、選任後、概ね5年以内ごとに一回、労働災害防止に係る能力向上教育を受講することとされています。

県内の労働災害を取り巻く状況は、死亡災害多発警報が発令されるなど、厳しい状況が続いており、栃木労働局からも安全管理体制の一層の強化が強く求められています。

このため当連合会では、今年度、安全管理者能力向上教育を下記により実施することとしましたので、本基準に該当される安全管理者の皆様は、労基署からの指摘を受ける前に、是非ともこの機会に受講いただきますようご案内いたします。(受講者には連合会長名の修了証が交付されます)

1 開催日時 令和8年9月7日(月) 午前9時~18時

2 会場 栃木県建設産業会館4階大会議室(宇都宮市築瀬町1958-1)

(申し込み方法、講習内容の詳細は当連合会HPをご覧ください。)